

平成30年度全国高等学校総合体育大会 三重県高校生活動推進委員会準備委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、平成30年度全国高等学校総合体育大会三重県実行委員会専門部会規程第6条及び第7条の規定に基づき、三重県高校生活動推進委員会準備委員会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この会は、平成30年度全国高等学校総合体育大会三重県高校生活動推進委員会準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

(目的)

第3条 準備委員会は、平成30年度全国高等学校総合体育大会に係る三重県高校生活動推進委員会の設置準備を行うことを目的とする。

(業務)

第4条 準備委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 推進委員会設置に向けた県外調査
- (2) 推進委員会での県外調査の報告
- (3) その他、会長が必要と認める事項に関すること

(組織)

第5条 準備委員会は、三重県実行委員会高校生活動専門部会（以下「専門部会」という。）のもとに設置する。

(委員)

第6条 準備委員会委員は、各高等学校（三重県高等学校体育連盟に加盟する学校（定時制・通信制、特別支援学校を除く。））から応募があり、三重県実行委員会により決定された生徒、当該校教員及び三重県高等学校体育連盟理事長・副理事長・地区常任理事とし、三重県実行委員会会長が委嘱する。

(役員)

第7条 準備委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 三重県高等学校体育連盟理事長
- (2) 副会長 三重県高等学校体育連盟副理事長及び地区常任理事
- (3) 委員長 生徒1名
- (4) 副委員長 生徒若干名

2 生徒役員の選任は、生徒委員による互選とする。

(役員職務)

第8条 会長は、準備委員会の責任者として、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 委員長は、準備委員会を代表し、活動を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第9条 委員の任期は、準備委員会の目的が達成されるまでとする。

(会議)

第10条 準備委員会は、必要に応じて会長が招集し、議長は委員長がこれにあたる。

附 則

この規程は、平成28年6月8日から施行する。